

※分からないことや詳しいことは、☎にお問い合わせください。

障がい者・高齢者 福祉特別乗車券交付申請

☎ 福祉課福祉係・総務係
☎ 63-1406

福祉特別乗車券を使うと産交バスの市内全区間で運賃が安くなります。荒尾市民でなくなった場合は、乗車証の返還が必要です。

【障がい者の場合】

- 対象者
 - ・身体障害者手帳 1・2 級を持っている人
 - ・療育手帳 A1・A2 を持っている人
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を持っている人
 - ・特別児童扶養手当の対象になる児童
 - ・小岱作業所・わがんせ・荒尾さぼうの家に通所する人

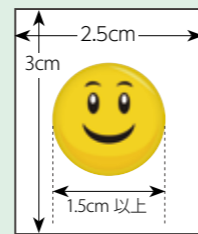
- 運賃 無料
- 申請に必要なもの
 - ①写真（右の規格のもの）
 - ②障害者手帳、療育手帳
- 有効期限 発行から 5 年間
- 受付場所 福祉課福祉係

【高齢者の場合】

- 対象者 70 歳以上の人
- 運賃 1 回の乗車につき 100 円
- 申請に必要なもの
 - ①写真（右の規格のもの）
 - ②健康保険証、免許証など年齢を証明するもの
- 有効期限 無期限
- 受付場所 福祉課総務係



【写真の規格（原寸図）】



6 カ月以内に撮影した証明写真かスナップ写真で、帽子をかぶっていない正面向きのもの。

**寄付累計額が 1 千万円を超えました！
荒尾市ふるさと応援寄附金の PR をお願いします**

☎ 政策企画課政策経営室
☎ 63-1273

「生まれ育ったふるさとを応援したい、自分と関わりが深い地域に貢献したい」という人が、その自治体に寄附した場合、個人住民税・所得税が一定額まで控除される「ふるさと納税制度」が平成 20 年に創設されてから、これまでに 1,099 万円（106 件）の寄附をいただきました。

荒尾市では、お寄せいただいた寄附金を「荒尾市ふるさと応援寄附金」として、本市の活性化のため、寄附者が指定した事業に活用しています。

市外の家族や知り合いが帰省されたときに、ぜひ PR していただきますようお願いします。

●寄附金控除額

寄附金の 2 千円を超える部分は、居住地の住民税（所得割）のおおむね 1 割を限度に、所得税と翌年度に課税される住民税から税額控除されます。

●申込方法

申込書は電話で政策企画課へ請求するか、市ホームページからお取り寄せください。
※市ホームページから直接申し込みもできます。



1. 万田坑に設置した総合案内板。2. 荒尾干潟の生態を観察できる双眼鏡。3. 国道 389 号に設置した PR 看板。
◆1～3 のような事業に寄附金を活用しています。



●寄付の状況（平成 26 年 6 月末現在）

事業の種類	件数	金額
1. 歴史・文化等振興事業	16 件	35 万 4 千円
2. 地域の元気づくり事業	7 件	18 万円
3. 子育て等支援事業	12 件	36 万 5 千円
4. 生きがい・医療・福祉等支援事業	14 件	97 万 1,500 円
5. 自然・環境保全事業	7 件	15 万 500 円
6. 市長におまかせ	50 件	897 万 8,400 円
合計	106 件	1,099 万 9,400 円

児童扶養手当 現況届を提出してください

☎ 子育て支援課
☎ 63-1417

児童扶養手当を受給している人（支給停止になっている人も含む）は、平成 26 年度現況届を提出してください。提出されないと、8 月以降の手当を受給できなくなります。

- 受付期間 8 月 4 日（月）～ 15 日（金）
- 受付場所 子育て支援課
- 必要なもの
 - ①児童扶養手当現況届
 - ②健康保険証（受給者と児童のもの）の写し
 - ③印鑑（朱肉を使うもの）
 - ④児童扶養手当証書
 - ⑤その他現況届に必要な書類

受給資格を確認します

～ひとり親家庭等医療費助成～

「ひとり親家庭等医療費助成受給資格」を持っている人は、児童扶養手当の現況届と同時に受給資格を確認します。

- 受付期間 8 月 4 日（月）～ 15 日（金）
- 受付場所 子育て支援課
- 必要なもの
 - ①ひとり親家庭等医療費助成受給資格者証
 - ②健康保険証（受給者と児童のもの）の写し
 - ③印鑑（朱肉を使うもの）

【児童扶養手当とは】

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の推進を図ることを目的として支給される手当です。

【児童扶養手当を受給することができる人】

次のどれかの条件にあてはまる児童を監護している父または母や、父または母に代わってその児童を養育している人（児童を監護し、同居かつ生計を維持している人）が受給できます。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条第一項の規定による命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑨棄児などで父母がいるかないか明らかでない児童

●手当の月額（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区分	全部支給される者	一部支給される者
児童 1 人のとき	41,020 円	41,010 ～ 9,680 円
児童 2 人のとき	46,020 円	46,010 ～ 14,680 円
児童 3 人以上のとき	一人当たり加算額 3,000 円	

平成 27 年荒尾市成人式にご参加ください

☎ 生涯学習課社会教育係
☎ 57-8125

- 日時 平成 27 年 1 月 11 日（日）
午後 2 時～ 4 時（受付：午後 1 時 30 分～）
- 場所 文化センター 大ホール
- 対象 平成 6 年 4 月 2 日～平成 7 年 4 月 1 日生まれの人
- 参加方法
 - 直接会場にお越しください。成人式の案内通知はありません。
 - ※市外に住居がある人で、荒尾市成人式に参加を希望する場合は、①名前②生年月日③電話番号を生涯学習課にご連絡ください。当日の受付名簿を作成します（当日参加も受け付けます）。市内に住居がある人は、連絡の必要はありません。
 - ※保護者席も用意します。
- 内容 アトラクション、式典、記念行事、記念写真撮影
- ※詳しくは市ホームページをご確認ください。



▲平成 26 年の成人式の記念撮影。多くの新成人のみなさんにご参加いただきました。